地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約(政策目的随意契約)の事後公表

番号	契約の名称	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とし ての理由
1	さくらんど会館 雪囲い設置及び 撤去業務	令和4年11月1日から 令和5年3月31日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材セン ター五泉市太田1092番地1	令和4年11月1日	193,000	見積書の額が五 泉市契約事務規 則第41条の規され に基づき設定され た予範囲内で、か の最低価格であっ たため。
2	戸倉コミュニティ 会館 雪囲い設置及び 撤去業務	令和4年11月1日から 令和5年3月31日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材セン ター五泉市太田1092番地1	令和4年11月1日	43,000	見積書の額が五 泉市契約事務規 則第41条の規定 に基づき設定され た予範囲内で、か の最低価格であっ たため。